

事 務 連 絡
平成28年1月18日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課企画専門官

下水道管きよの更生工法に係る個別協議の運用について

更生工法による管きよ改築に関する交付対象の要件については、「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について（平成26年7月25日付け下水道事業課企画専門官事務連絡）」において、当該事務連絡の別表に基づくものでない場合については、国土交通省と個別に協議を行うこととされています。

今般、当該個別協議にあたり、公益財団法人日本下水道新技術機構が実施する建設技術審査証明事業に基づく建設技術審査証明書を取得しているなど、一定の技術的知見が蓄積されていると認められる工法（以下、「第三者認定工法」という。）を採用する場合について、下記のとおり運用することとしたので、適切な事業執行方をお願いします。

各都道府県にあっては、管内関係市町村（政令指定都市を除く。）へ周知していただくよう、お願いします。

記

第三者認定工法を採用しようとする現場条件に対し、当該工法が建設技術審査証明書等を取得した際の評価項目及び要求性能等を照らし合わせた結果、当該工法の適用可能性があると判断される場合については、その根拠を示した書面等をもって個別協議を行うことができる。

以上